

藤井寺市立道明寺こども園の利用定員の確認について

本市域内において、藤井寺市立道明寺幼稚園と藤井寺市立第2保育所を廃止し、幼保連携型認定こども園を令和5年4月1日に設置いたします。

設置にあたり、施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの認定区分ごとの利用定員を定めて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を行う必要があります。利用定員を定めるにあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議にご意見を求めるものです。

1. 設置時期

令和5年4月1日

2. 認可形態

幼保連携型認定こども園 [公立]

3. 利用定員

設置する施設

単位：人

名 称	利用定員				計
	1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
道明寺こども園	63	75	8	44	190
(変動値)	(-77)	(±0)	(-4)	(±0)	(-81)

廃止する施設

単位：人

名 称	利用定員				計
	1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
道明寺幼稚園	140	0	0	0	140
第2保育所	0	75	12	44	131

4. 地域子ども・子育て支援事業について

第2保育所が実施していた病児保育事業（体調不良型）及び延長保育事業、道明寺幼稚園が実施していた一時預かり事業（幼稚園型）については、引き続き実施します。